

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和7年12月31日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

● 宍粟市

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	犯罪被害者等遺族支援金等の給付	○		危機管理課	0790-63-3119	
2	避難所での対応	○		危機管理課	0790-63-3119	
3	災害見舞金支給	○		秘書政策課	0790-63-3139	
4	り災届出証明書の申請		○	危機管理課	0790-63-3119	
5	住民票の記載	○		市民課	0790-63-3100	
6	乳幼児等医療費助成事業関係手続 母子家庭等医療費助成事業関係手続		○	市民課	0790-63-3108	
7	高齢期移行医療費助成事業関係手続 重度障害者医療費助成事業関係手続 高齢重度障害者医療助成事業関係手続		○	市民課	0790-63-3108	
8	未熟児養育医療費助成事業関係手続		○	市民課	0790-63-3108	
9	国民年金関係手続		○	市民課	0790-63-3108	
10	国民健康保険関係手続		○	市民課	0790-63-3108	

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和7年12月31日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●宍粟市

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
11	後期高齢者医療制度		○	市民課	0790-63-3108	
12	り災証明書の交付申請		○	税務課	0790-63-3134	
13	障がいのある方に対する軽自動車税減免申請	○		税務課	0790-63-3134	
14	税証明書の申請		○	税務課	0790-63-3134	
15	市営墓園の使用・継承	○		生活衛生課	0790-63-3506	
16	母子手帳の交付		○	保健福祉課	0790-62-1000	
17	乳幼児健診		○	保健福祉課	0790-62-1000	
18	予防接種健康被害に関する救済制度		○	保健福祉課	0790-62-1000	
19	保育所の入所申込・送迎	○		こども未来課	0790-63-3114	
20	学童保育所の入所申込・送迎	○		こども未来課	0790-63-3114	

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和7年12月31日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●宍粟市

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
21	就学援助の申請	○		教育総務課	0790-63-3121	
22	指定学校変更の申請、区域外就学の申請	○		教育総務課	0790-63-3121	
23	学校での引渡し		○	学校教育課	0790-63-3118	